

主 催：愛媛県信用漁業協同組合連合会

第28回「えひめ水産業WEBセミナー」

日 時：令和6年11月12日（火）15：00～16：30

次 第

1. 開会

2. 講演「事業承継・相続について」

中小企業診断士 西下 郁馬 氏

3. 閉会

留意事項

1. 受講中は、「カメラ OFF、マイク OFF」にして頂きますようお願い致します。
2. 通信環境によっては、**映像及び音声**が途切れる場合があります。
3. 受講後は、**アンケート**にご協力願います。

※当会ホームページ（オンラインセミナー）に、アンケートの入力ボタンをご準備しております。

4. **本セミナーの受講内容は録画しており、見逃した方に向けて、後日当会ホームページにて配信する予定ですので、ご了承ください。**



浜鯛長（はまたいちょう）

●浜鯛長

愛媛県JFマリンバンクのイメージキャラクター。
愛媛県では瀬戸内の鯛、愛鯛といった名称やキャッチコピーで赤く綺麗な鯛を生産していますので、そこから生まれたキャラクター。

●特 徴

漁師を引っ張る浜の隊長であり、鯛の王様という意味の名称。
漁師の前掛けをイメージした腰巻にある「喜」という文字は、皆様に消費していただいた魚の骨の絵です。

事業承継・相続について

令和6年11月12日
愛媛県中小企業診断士協会 西下 郁馬

自己紹介

● 西下 郁馬（にしした いくま）／広島県出身／28歳

● 経歴

2018年：愛媛大学卒（分析化学専攻）

2018年：SMBC日興証券に入社

証券や保険の営業、相続相談等を行う

2021年：松山市役所に入庁

2023年：中小企業診断士を取得



-目次-

1. 事業承継の現状と課題

2. 相続について

3. 実際の承継事例

4. 承継の進め方とポイント

1. 事業承継の現状と課題

1-1. 事業承継とは

- 承継には、「人」、「資産」、「知的資産」の3つの承継要素がある。

人
(経営権)



資産
(株、設備、資金)

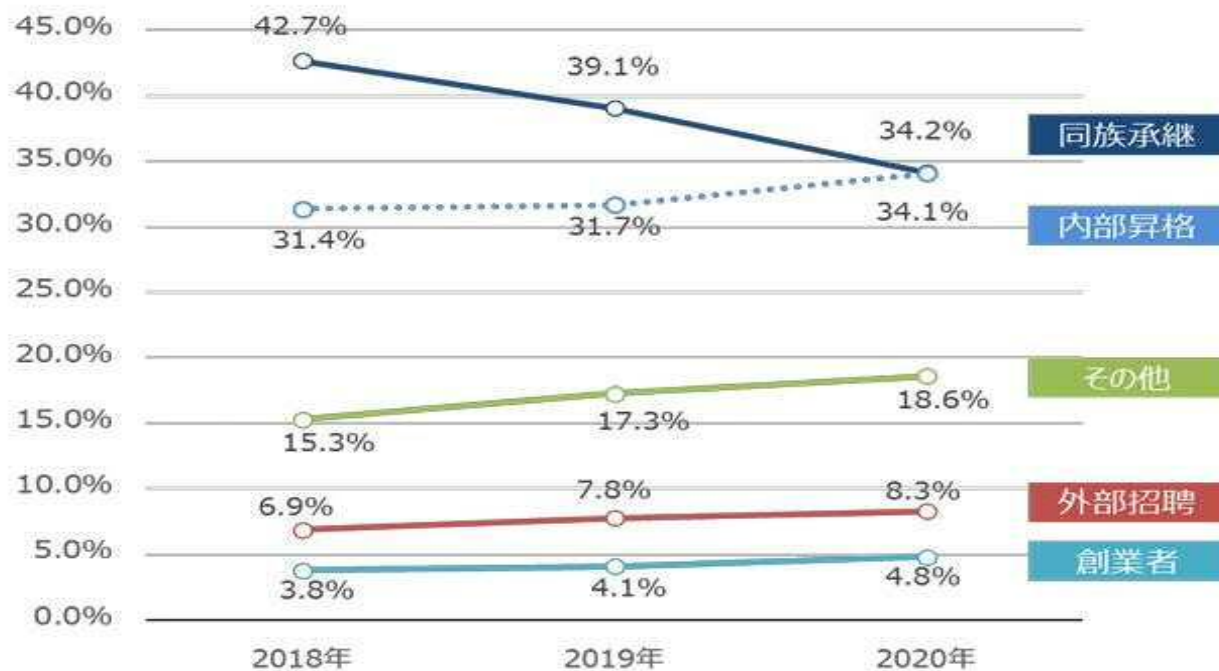


知的資産
(ノウハウ、顧客情報等)



1-2. 事業承継の種類

- 同族承継・・・現経営者の子をはじめとした親族に承継
- 内部昇格・・・親族以外の従業員に承継
- M&A・・・社外の第三者へ株式譲渡や事業譲渡により承継



同族承継は減少傾向

内部昇格は増加傾向

1 - 3. 経営者年齢

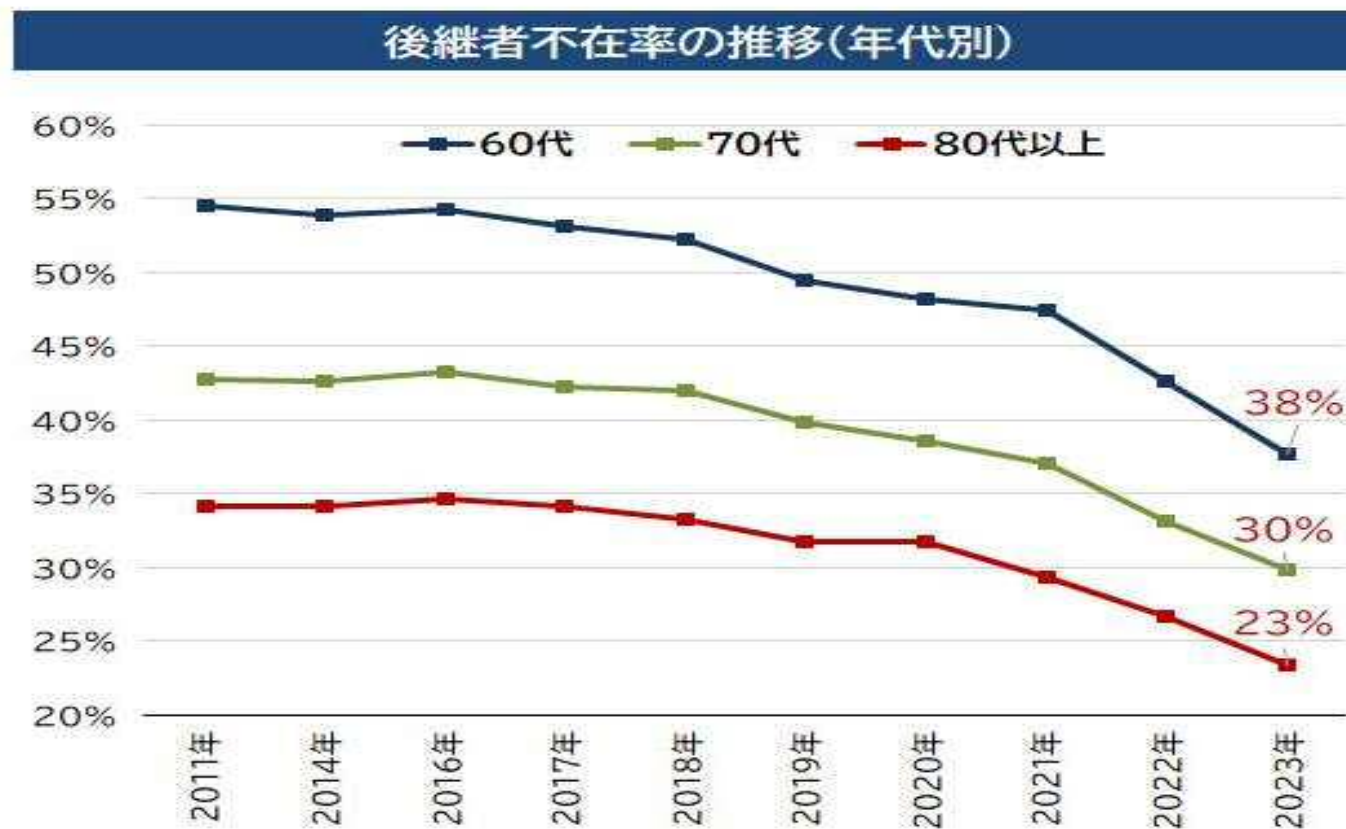
- 経営者年齢は高齢化の傾向にあったが、足元ではその分布が平準化しつつある。



(出典) 中小企業庁「事業承継ガイドライン」

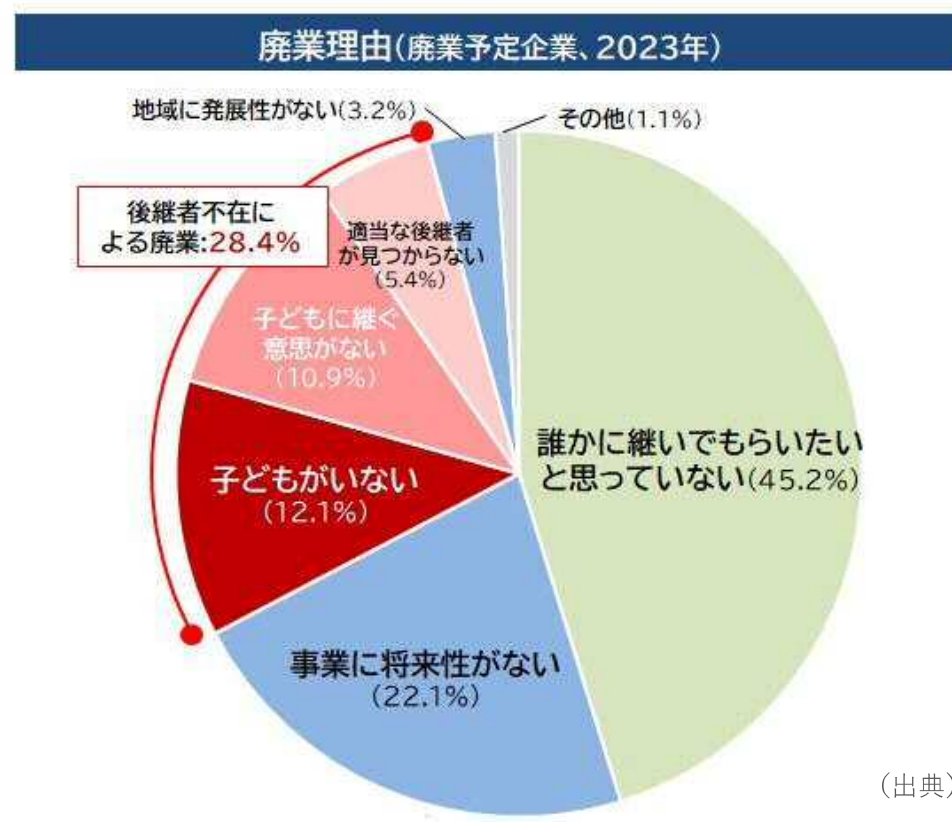
1－4．後継者不在率

- 後継者の不在状況は改善傾向



1－5．後継者不在率と廃業

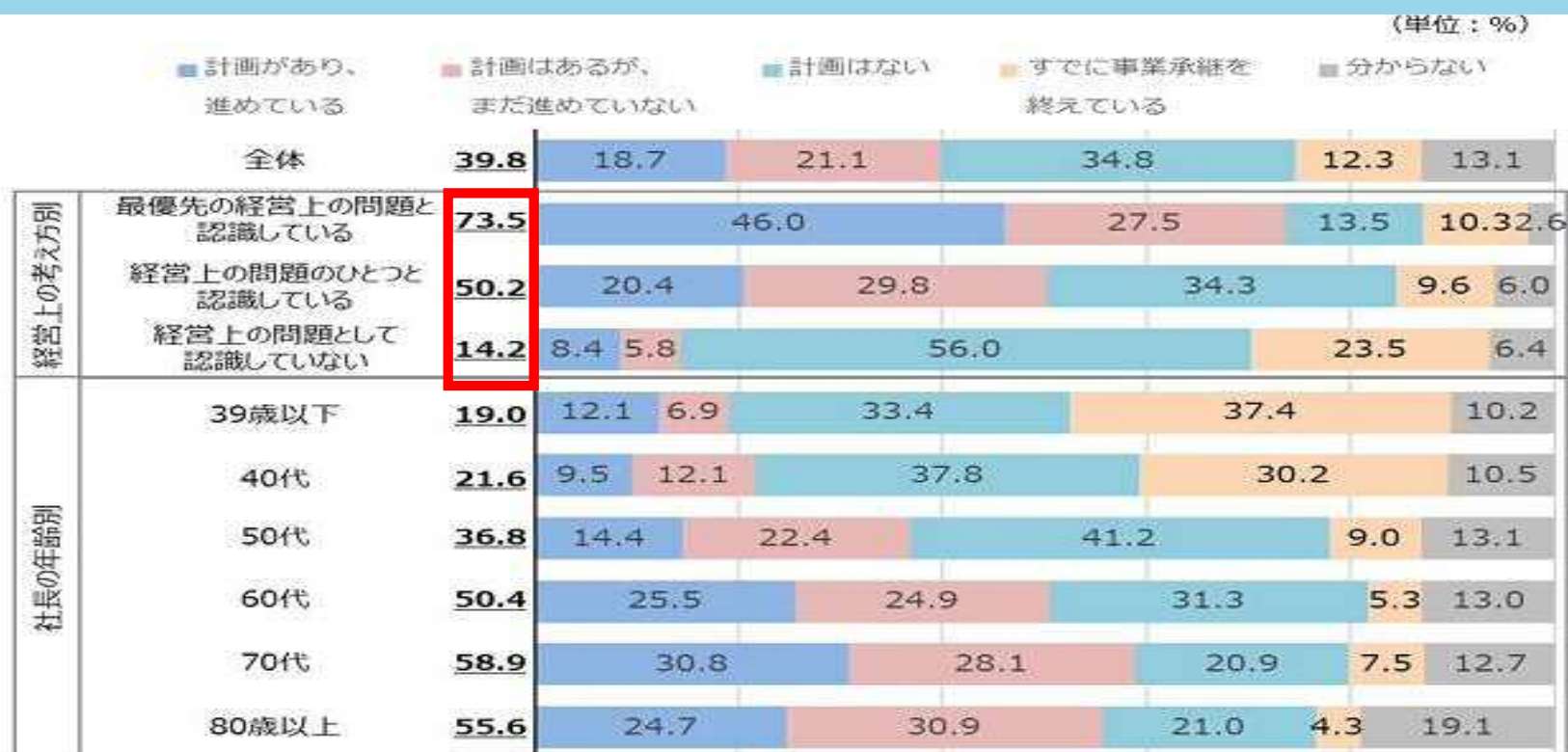
- 廃業理由の3割が後継者難
- 後継者の発見、育成は依然課題



(出典) 中小企業庁「事業承継を知る」

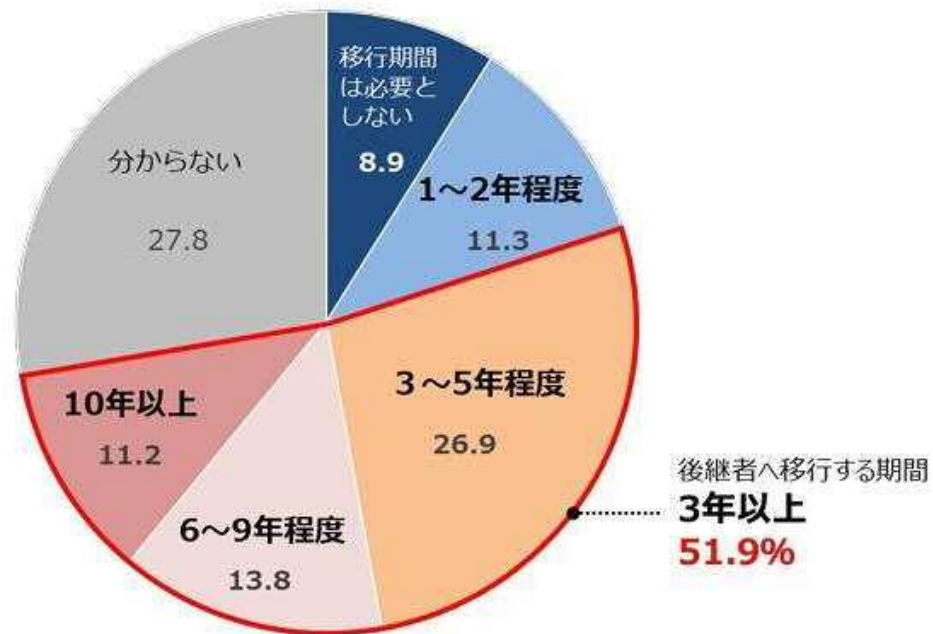
1－6．経営上の考え方、年齢別承継計画の有無

- 社長の年齢が上がるにつれ計画がある割合が上昇
- 経営上の考え方が計画の有無に大きな差を生む

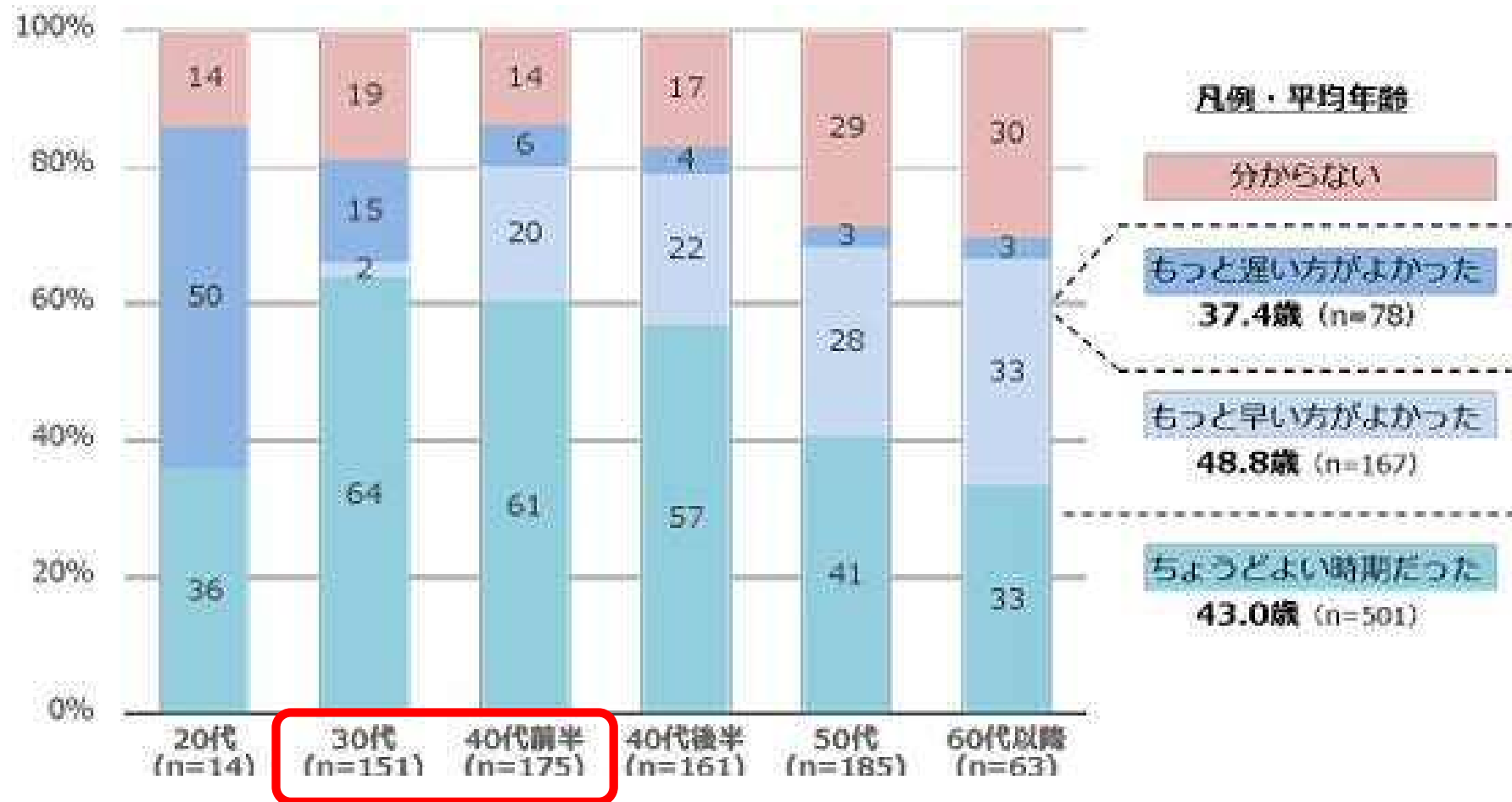


1－7．事業承継にかかる期間

- 「3年以上」を要する割合は51.9%と半数超え
- 小規模企業 > 中小企業 > 大企業 で期間が長くなる



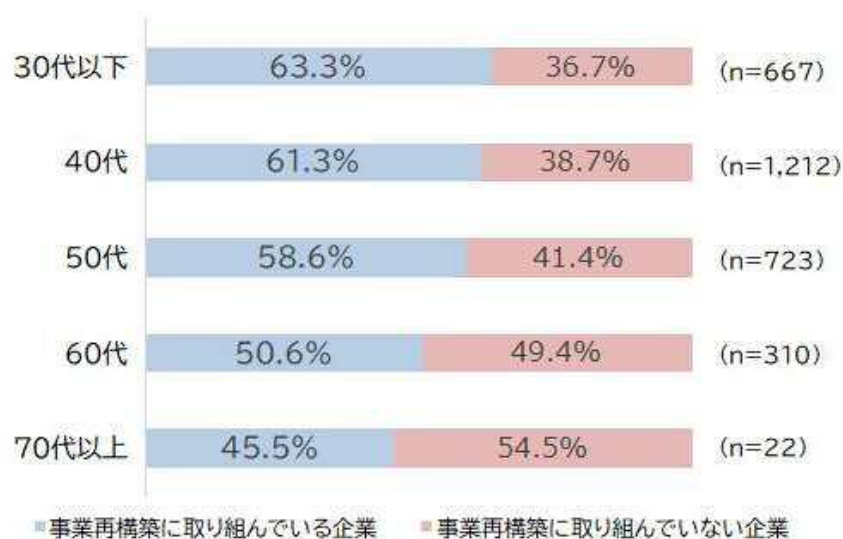
1－8．承継タイミングに対しての後継者の感想



1－9．事業承継を契機とした成長

- 承継時の経営者年齢が若い企業ほど、事業再構築に取り組む傾向
- 承継後3年目以降からは売上高成長率が同業種平均を上回る

事業承継時の経営者年齢別に見た、
事業再構築の取組状況

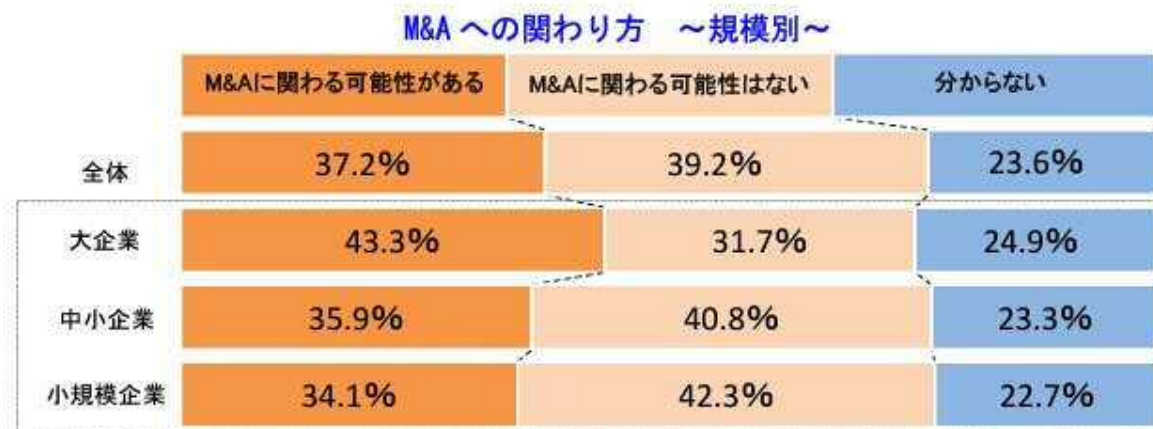
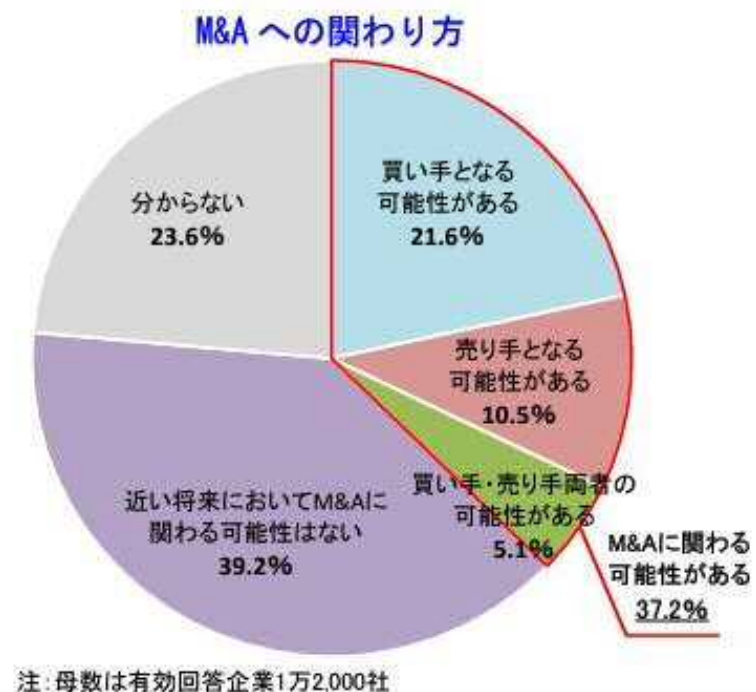


事業承継実施企業の承継後の売上高成長率
(同業種平均値との差分)



1-10. M&Aについて

- M & Aに関わる可能性があるとは回答した企業は37%に上る
- 大企業ほどM & Aを視野に入れている



注1: 母数は有効回答企業1万2,000社

注2: 小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

¹ M&A とは、企業の買収や合併、一部株式を売買して資本提携することなどの企業戦略全般を指す。また、人材難などにより後継者がいない場合の事業承継の手段や事業の一部を譲渡することなども含まれる。なお、資本の移動を伴わない業務提携（共同研究、開発など）は含まない。

1－1.1. 事業承継の現状と課題 まとめ

- 事業承継には、「人」、「資産」、「知的資産」の3つの承継要素がある。
- 内部昇格、M&Aが増加傾向、同族承継が減少傾向にある。
- 事業承継も進み、後継者不足率は低下傾向にあるが、倒産理由の約30%は後継者不足による倒産となっている。
- 承継には3年以上かかる場合が多く、早めの準備が必要である。
- 承継後3年目以降からは売上高成長率が同業種平均を上回る。また、事業承継時の経営者年齢が若い企業ほど、事業再構築に取り組む傾向にある。

2. 相続について

2 - 1. 相続とは

相続とは人が死亡した場合に、その者と一定の親族関係にある者が財産上の権利・義務を承継すること。

手続き



遺産分割

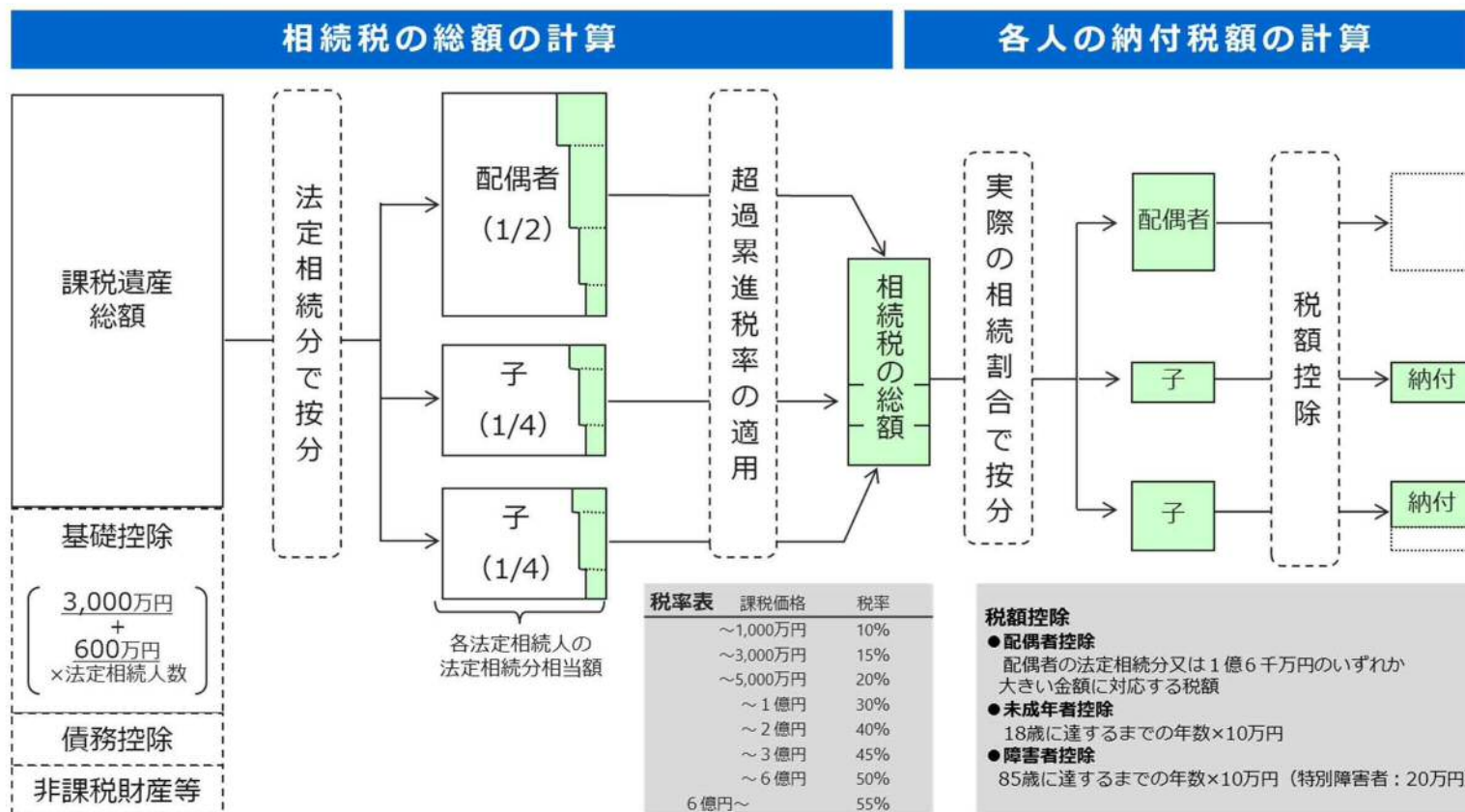


相続税



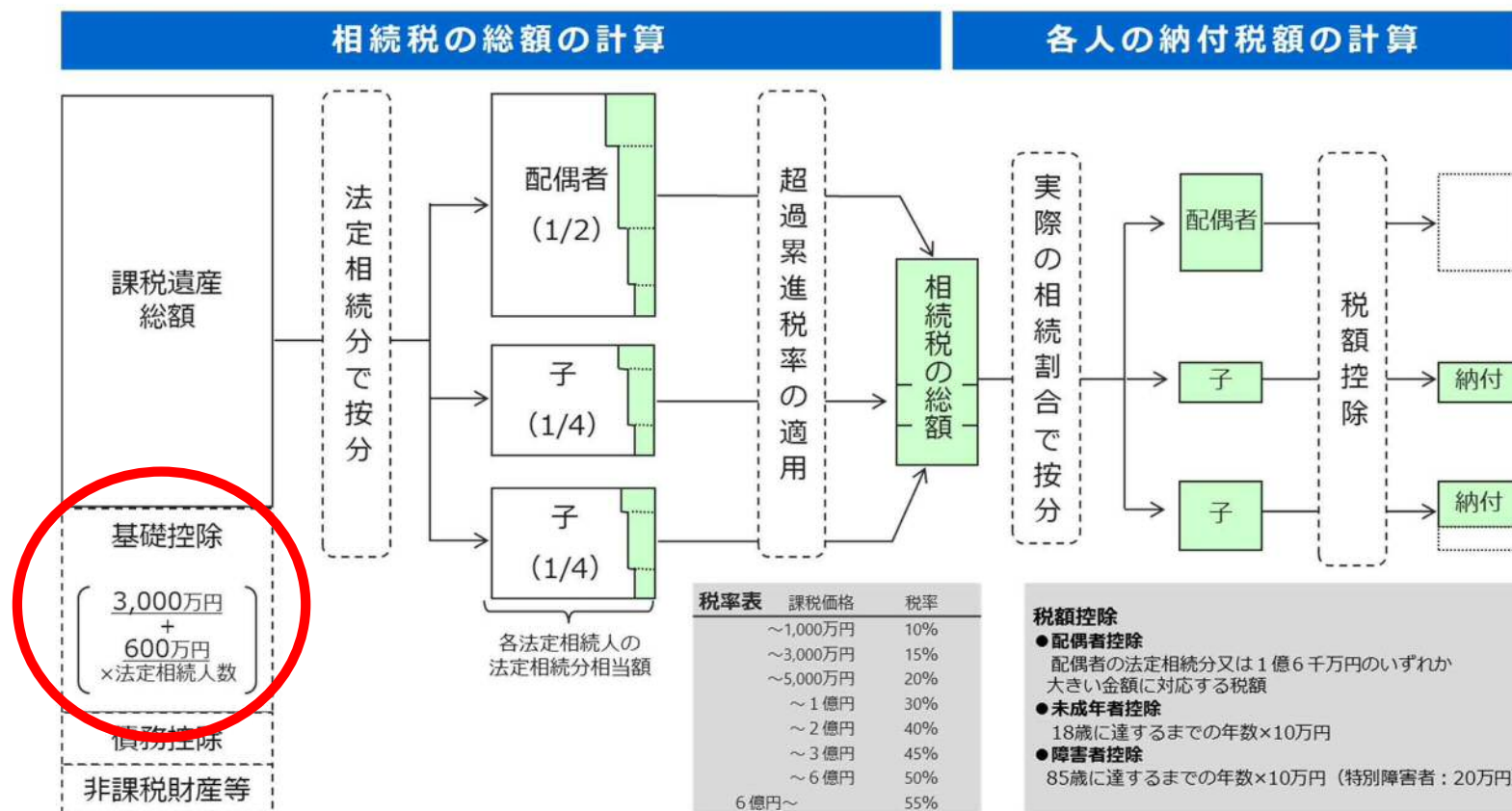
2-2. 相続税について

相続税：亡くなられた親などから、お金や土地などの財産を受け継いだ（相続した）場合に、その受け取った財産にかかる税金。



2-2. 相続税について

相続税：亡くなられた親などから、お金や土地などの財産を受け継いだ（相続した）場合に、その受け取った財産にかかる税金。



2－2. 相続税について

基礎控除の計算式 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

例) 法定相続人が妻と子ども 2 人の場合
 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$



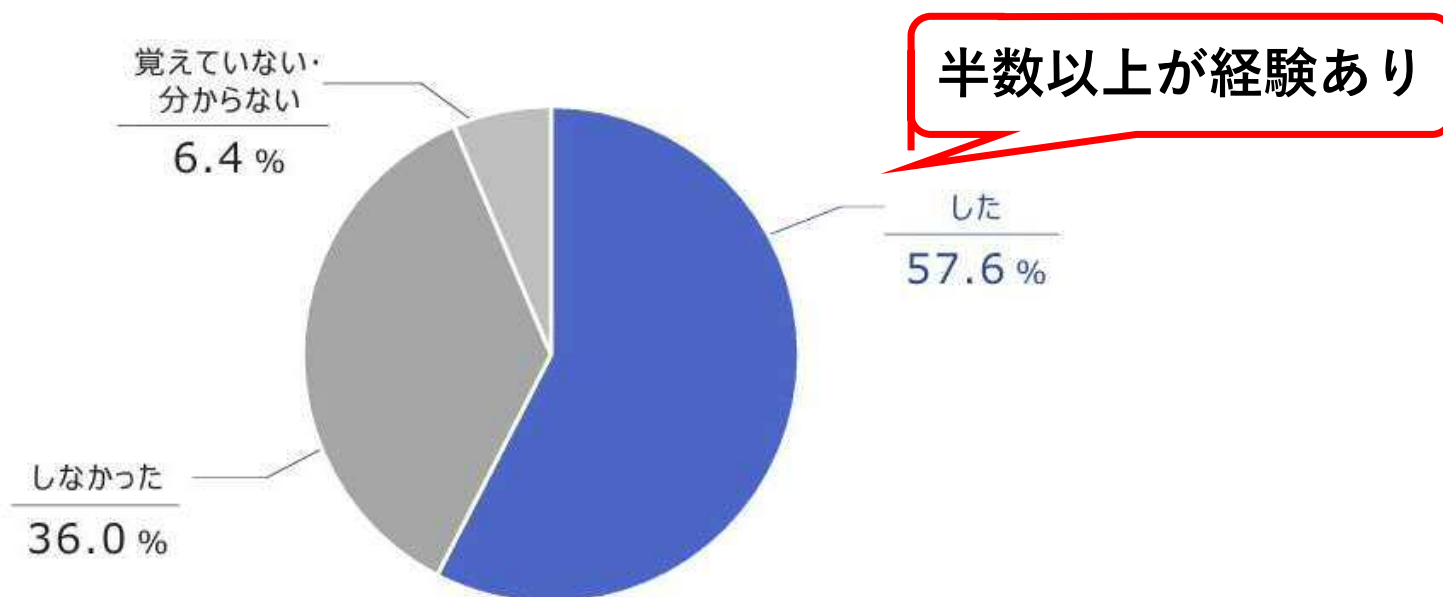
2-2. 相続税について

- 課税対象になるのは相続の10%程度
- 対象になる場合は対策を考えることも検討



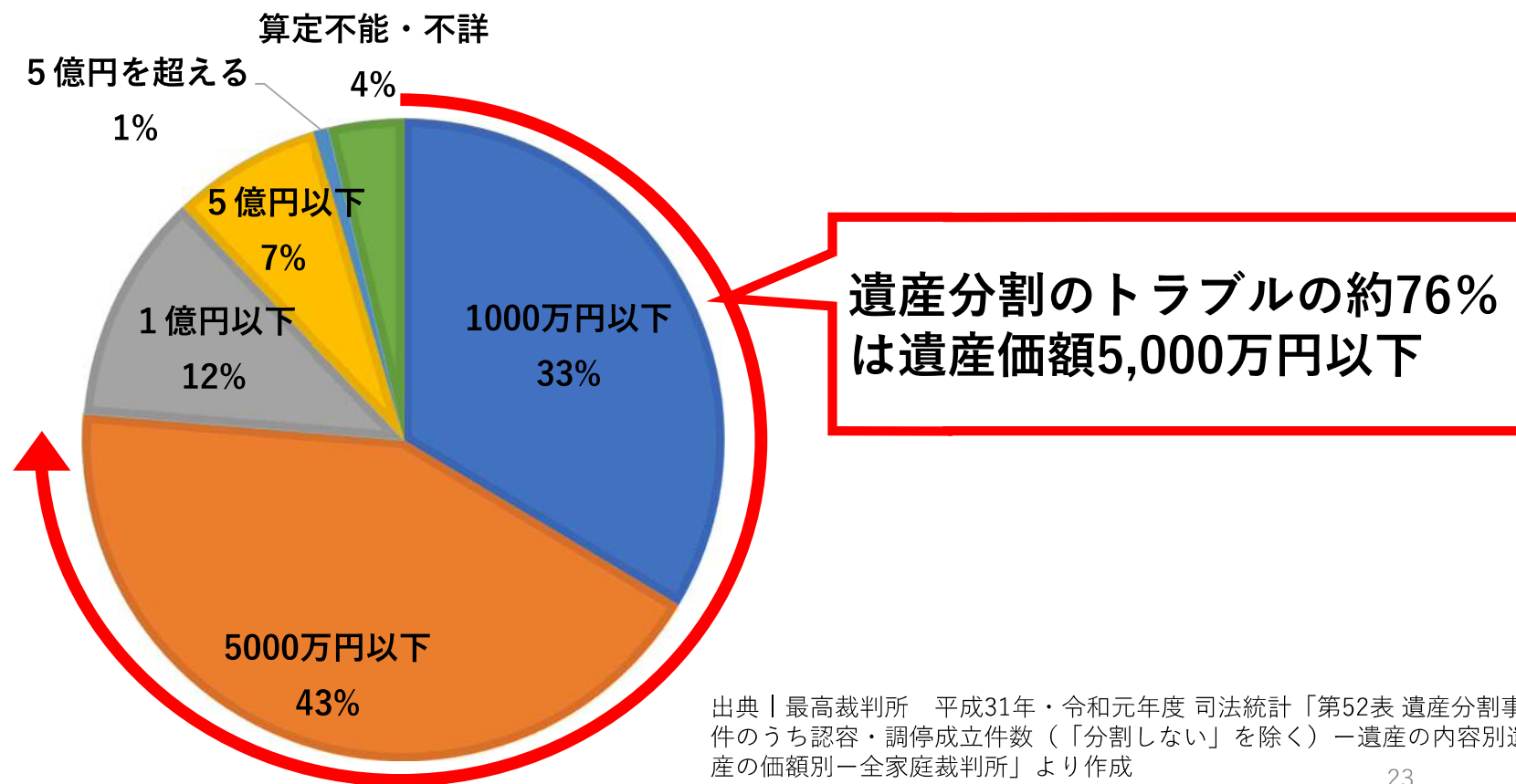
2－3. 遺産分割について

相続をした際に相続人の間で遺産分割をした割合



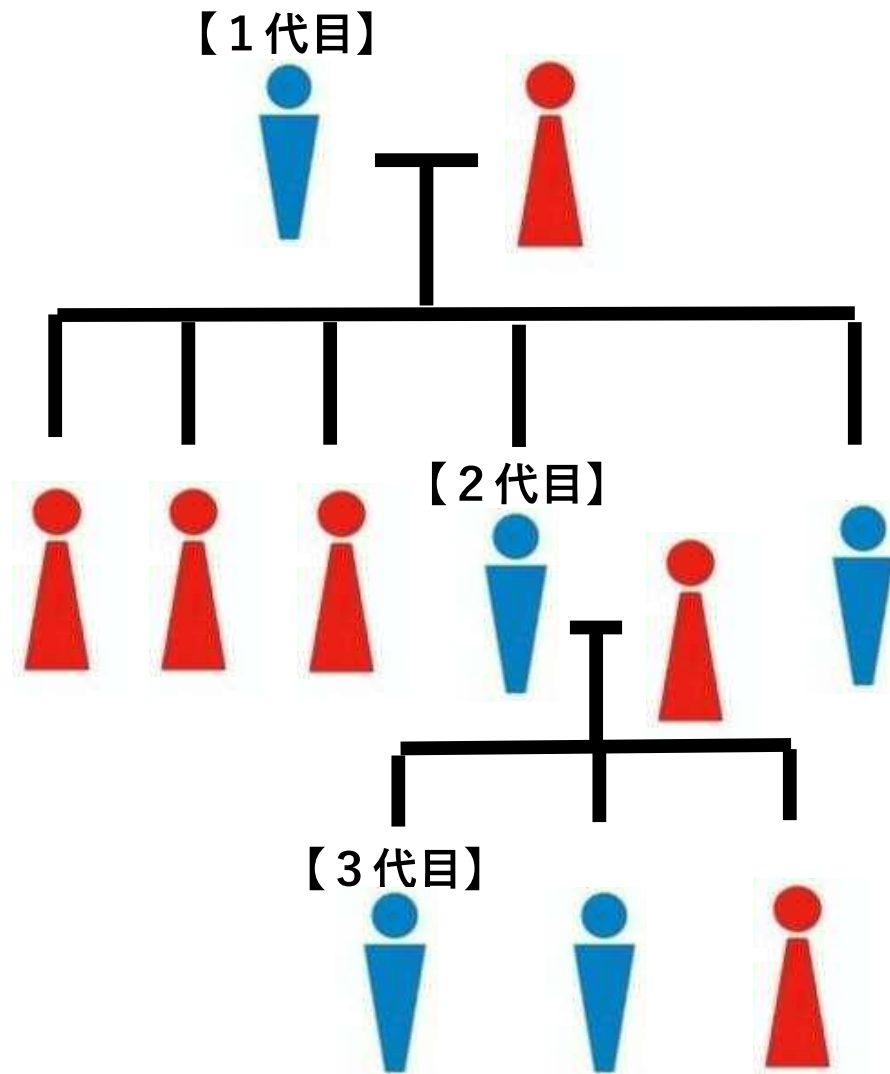
2－3. 遺産分割について

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（遺産価額別）



3. 実際の承継事例

3. 実際の承継事例（1代目⇒2代目）



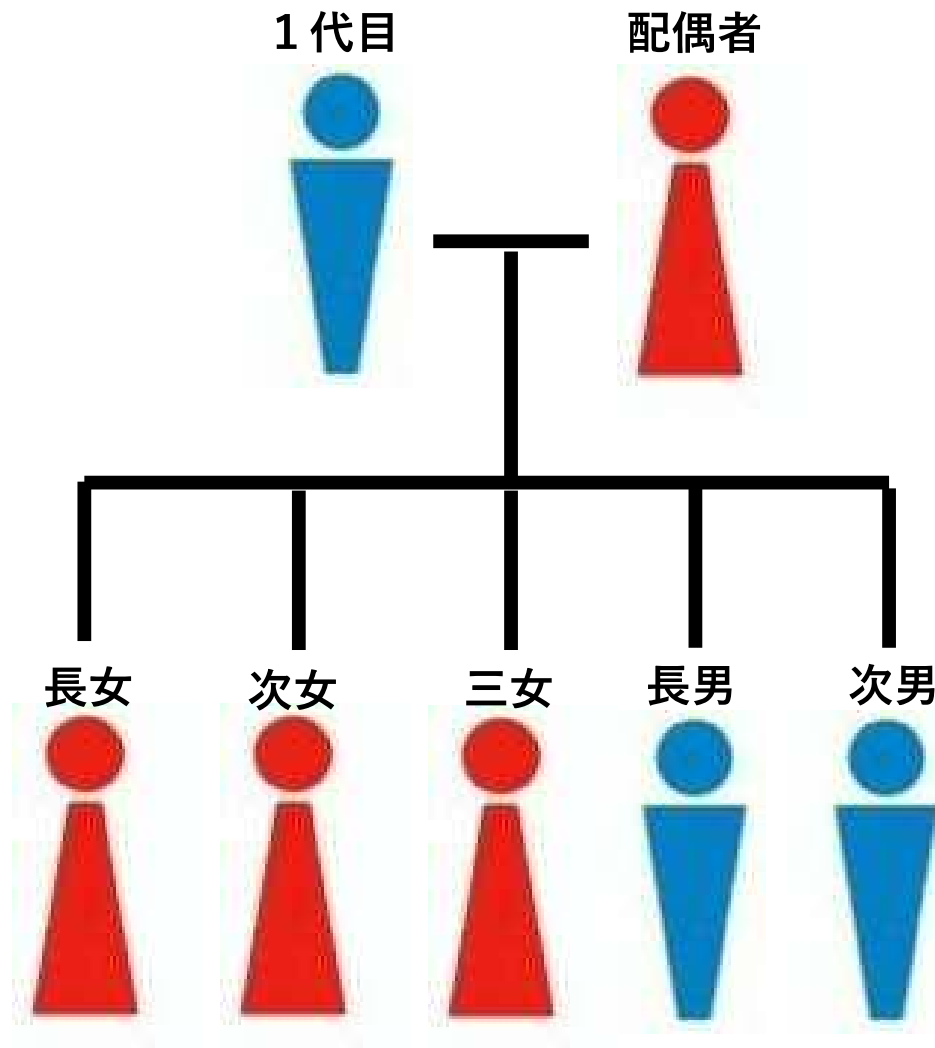
【形態】
漁船漁業

【売上】
約15億円

【従業員】
約70名

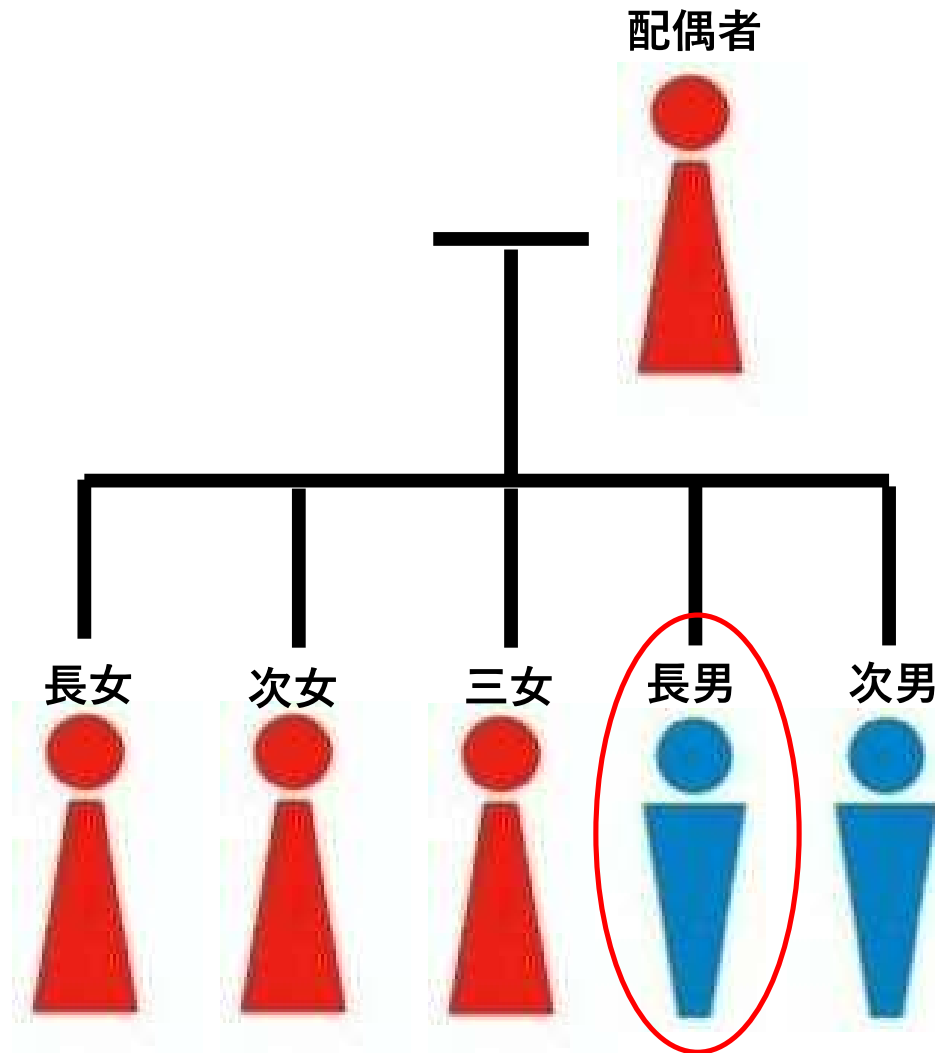
【その他】
親子3代
現在は3代目社長

3. 実際の承継事例（1代目⇒2代目）



- ・ 5人姉弟
- ・ 長男と次男は家業に従事

3. 実際の承継事例（1代目⇒2代目）

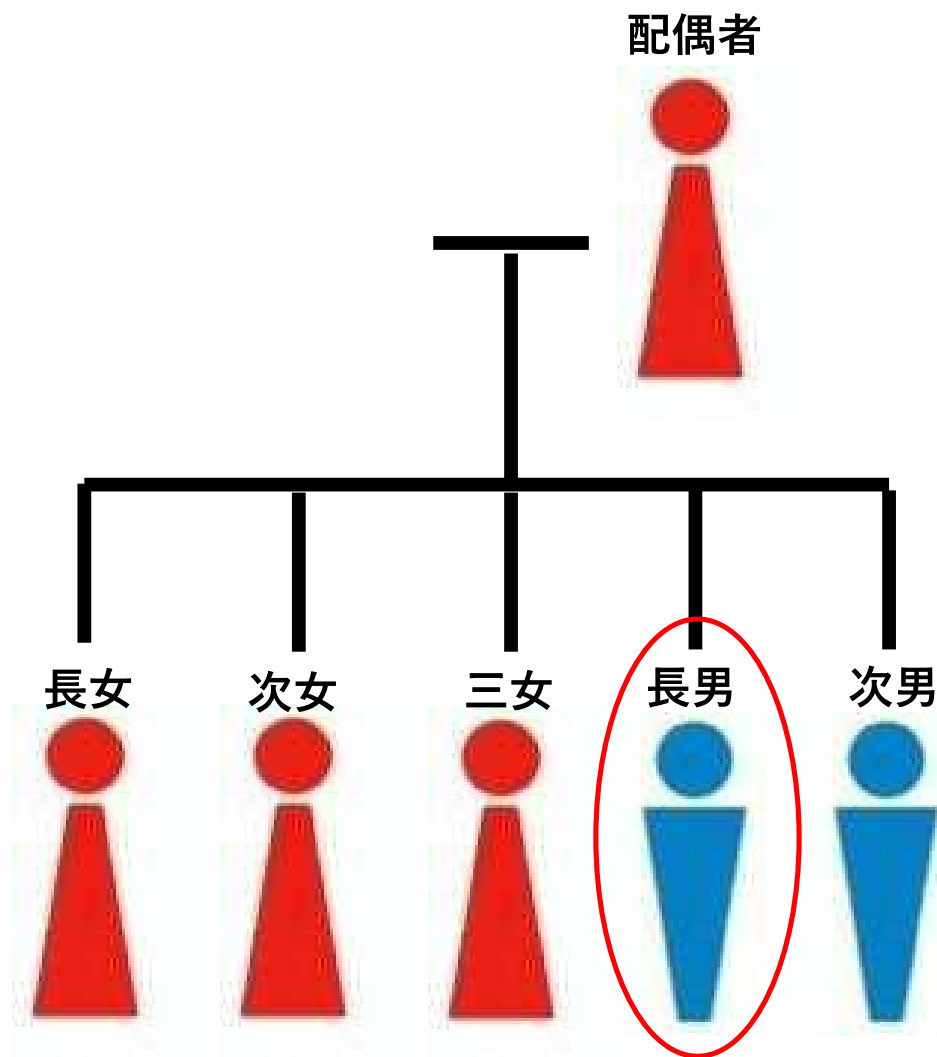


- ・ 5人姉弟
- ・ 長男と次男は家業に従事



- ・ 1代目が亡くなる
- ・ 長男が2代目となる
- ・ 遺産を法定相続分に分割

3. 実際の承継事例（1代目⇒2代目）



- ・ 5人姉弟
- ・ 長男と次男は家業に従事

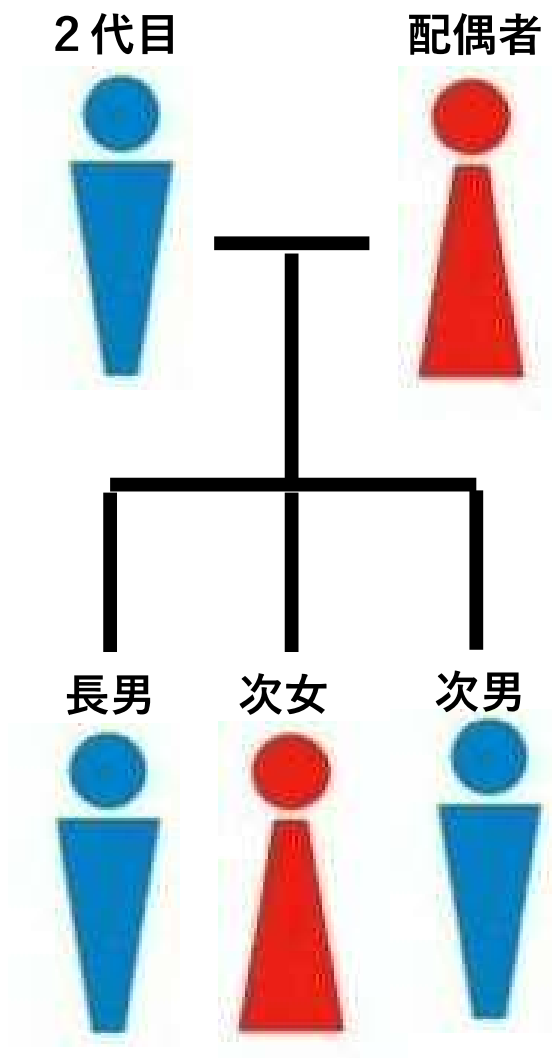


- ・ 1代目が亡くなる
- ・ 長男が2代目となる
- ・ 遺産を法定相続分に分割



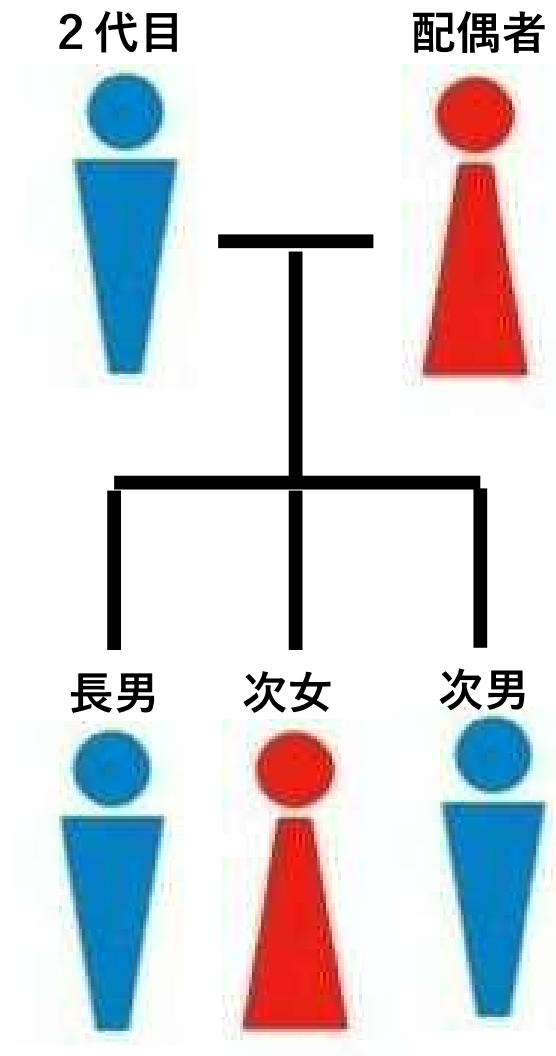
- ・ 2代目である長男が家業のために財産を担保にする。
- ・ 不公平感が揉める原因に。

3. 実際の承継事例（2代目⇒3代目）



- ・ 3人兄妹
- ・ 長男と次男は家業に従事

3. 実際の承継事例（2代目⇒3代目）

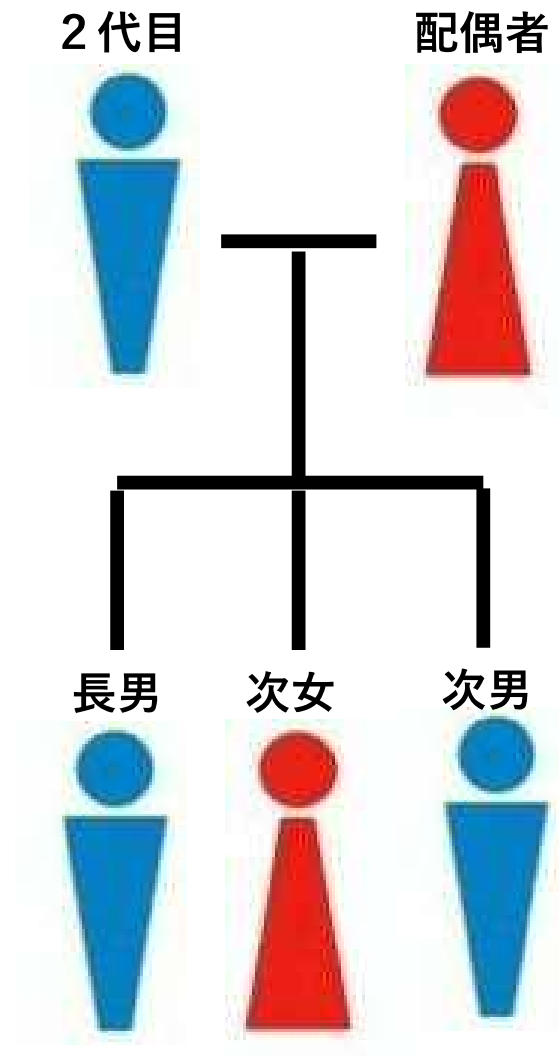


- ・ 3人兄妹
- ・ 長男と次男は家業に従事



- ・ 2代目の病気が発覚
（余命半年）

3. 実際の承継事例（2代目⇒3代目）



- ・ 3人兄妹
- ・ 長男と次男は家業に従事

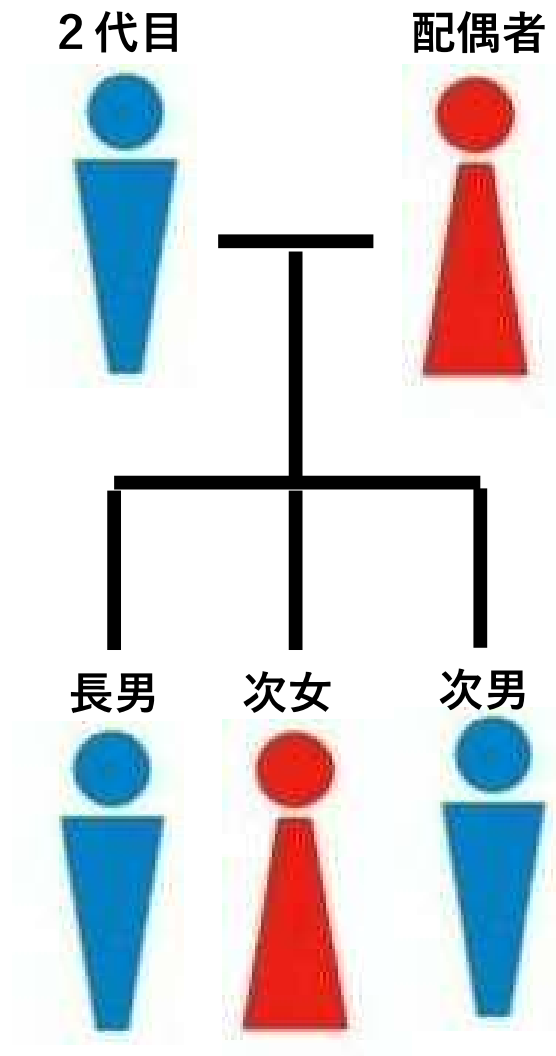


- ・ 2代目の病気が発覚
(余命半年)



- ・ 3代目となる長男に遺産の50%以上を渡す内容の遺言を作成。兄妹へも説明。

3. 実際の承継事例（2代目⇒3代目）



- ・ 3人兄妹
- ・ 長男と次男は家業に従事



- ・ 2代目の病気が発覚
(余命半年)



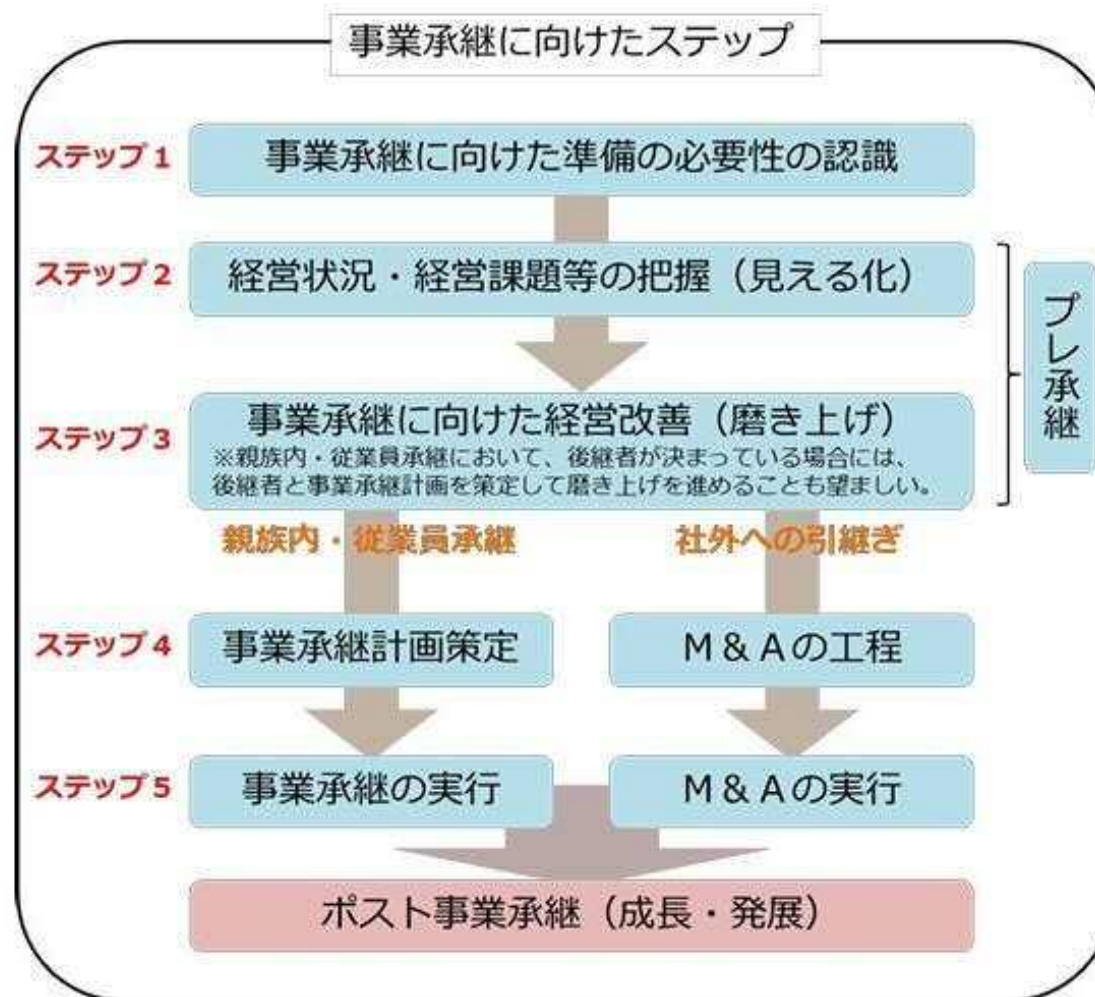
- ・ 3代目となる長男に遺産の50%以上を渡す内容の遺言を作成。兄妹へも説明。



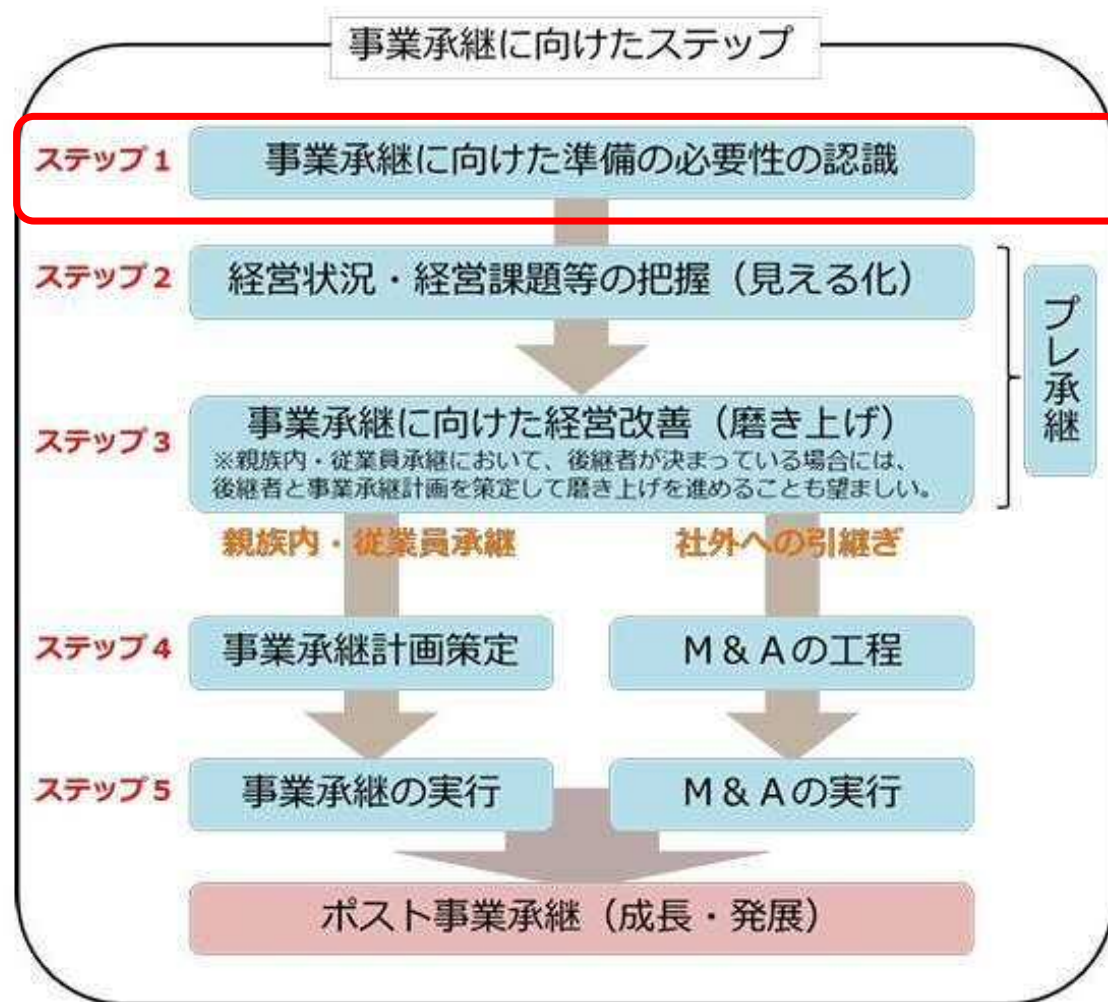
- ・ 揉めることなく承継、相続。
- ・ 安定した経営。

4. 承継の進め方とポイント

4-1. 承継の進め方とポイント



4-2. 事業承継に向けた準備の必要性の認識



4－3．経営上雇用・経営課題等の把握（見える化）



4－3．経営上雇用・経営課題等の把握（見える化）

○経営状況の見える化

- ・ 経営者と会社間の貸借関係
- ・ 保有する自社株式の数を確認と株価評価 etc

○承継課題の見える化

- ・ 後継者候補の有無
- ・ 後継者候補に対して異論が生じる可能性がある場合は、対応策を事前に検討
- ・ 親族内承継の場合は相続も見据えて財産を特定し、相続税額の試算、納税方法等を検討

4-4. 事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）

事業を継ぎたい・継いでもよい理由



（出典）中小企業庁「事業承継ガイドライン」 38

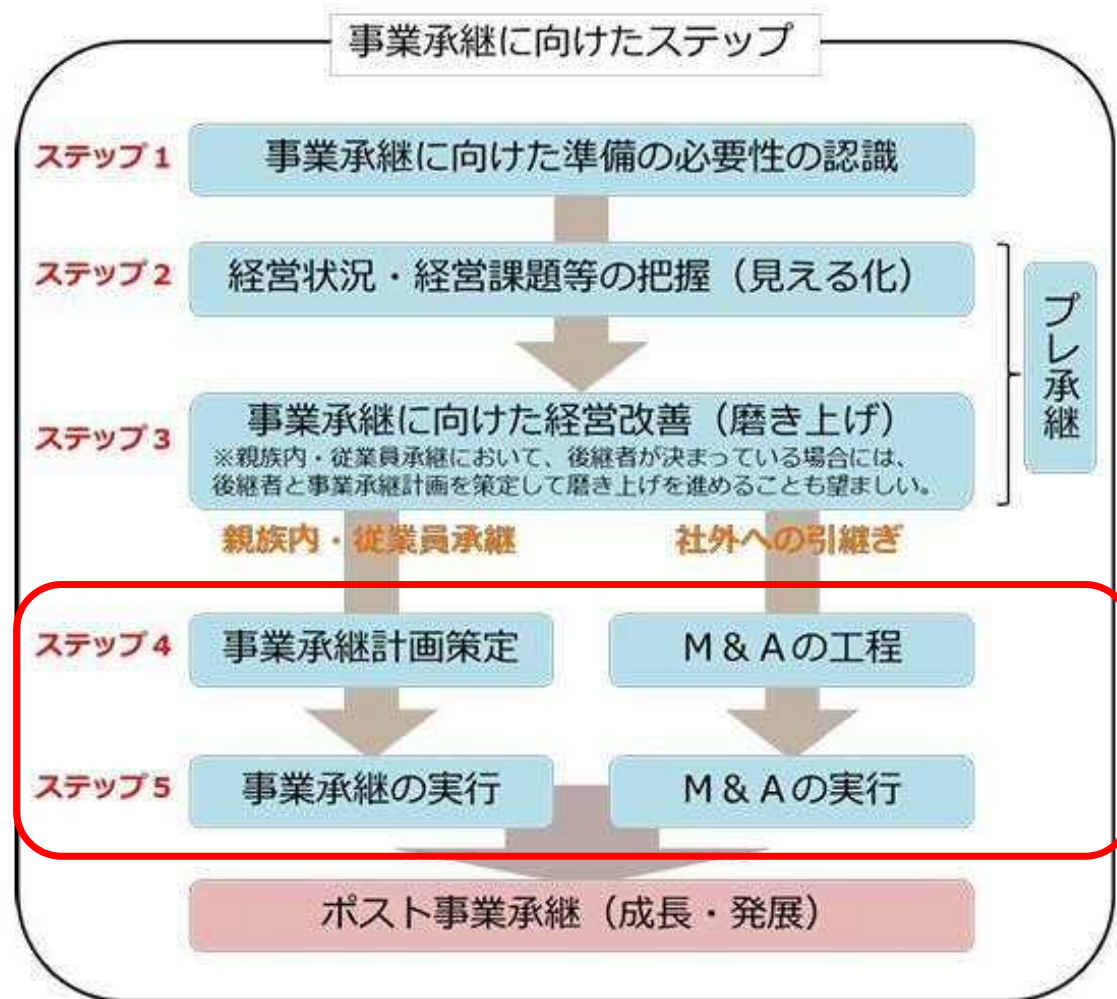
4-4. 事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）

事業を継ぐことに前向きでない理由



（出典）中小企業庁「事業承継ガイドライン」

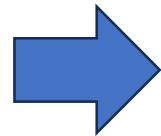
4－5．事業承継計画



4－5．事業承継計画

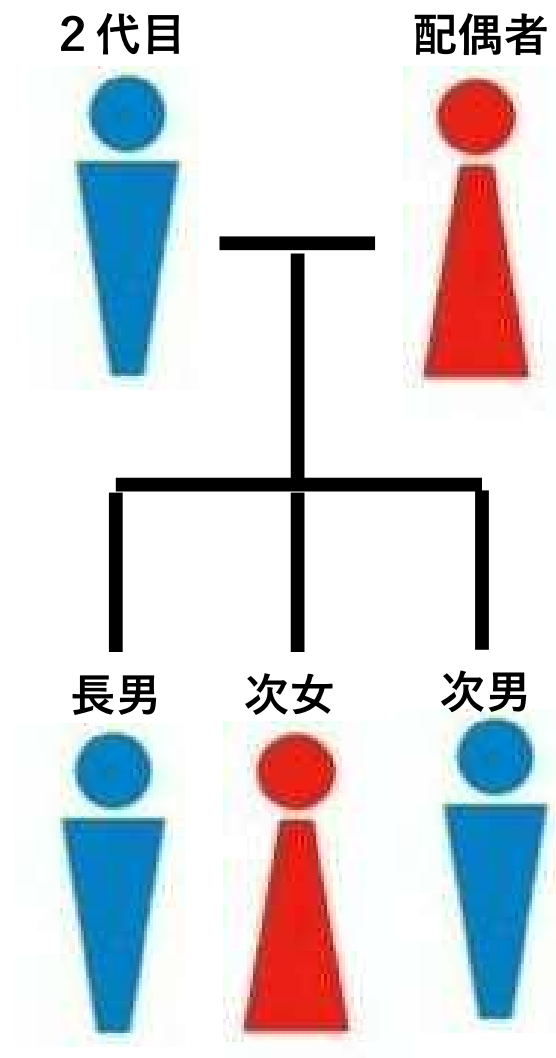
●事業承継計画

- ・ いつ
- ・ 誰に
- ・ 何を
- ・ どのように



内外で共有することで承継がスムーズに

実際の承継事例（2代目⇒3代目）



- ・ 3人兄妹
- ・ 長男と次男は家業に従事



- ・ 2代目の病気が発覚
（余命半年）

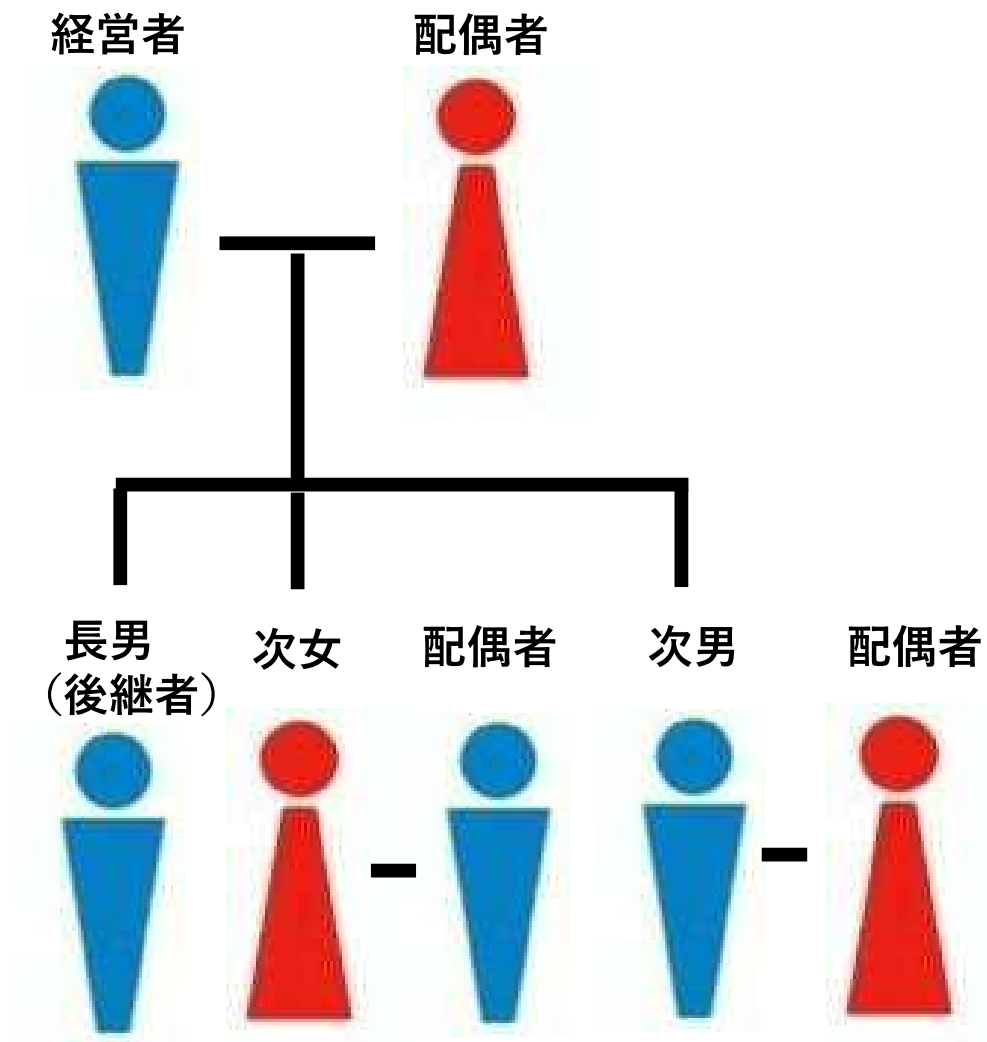


- ・ 3代目となる長男に遺産の50%以上を渡す内容の遺言書を作成。配偶者、兄妹へも説明。

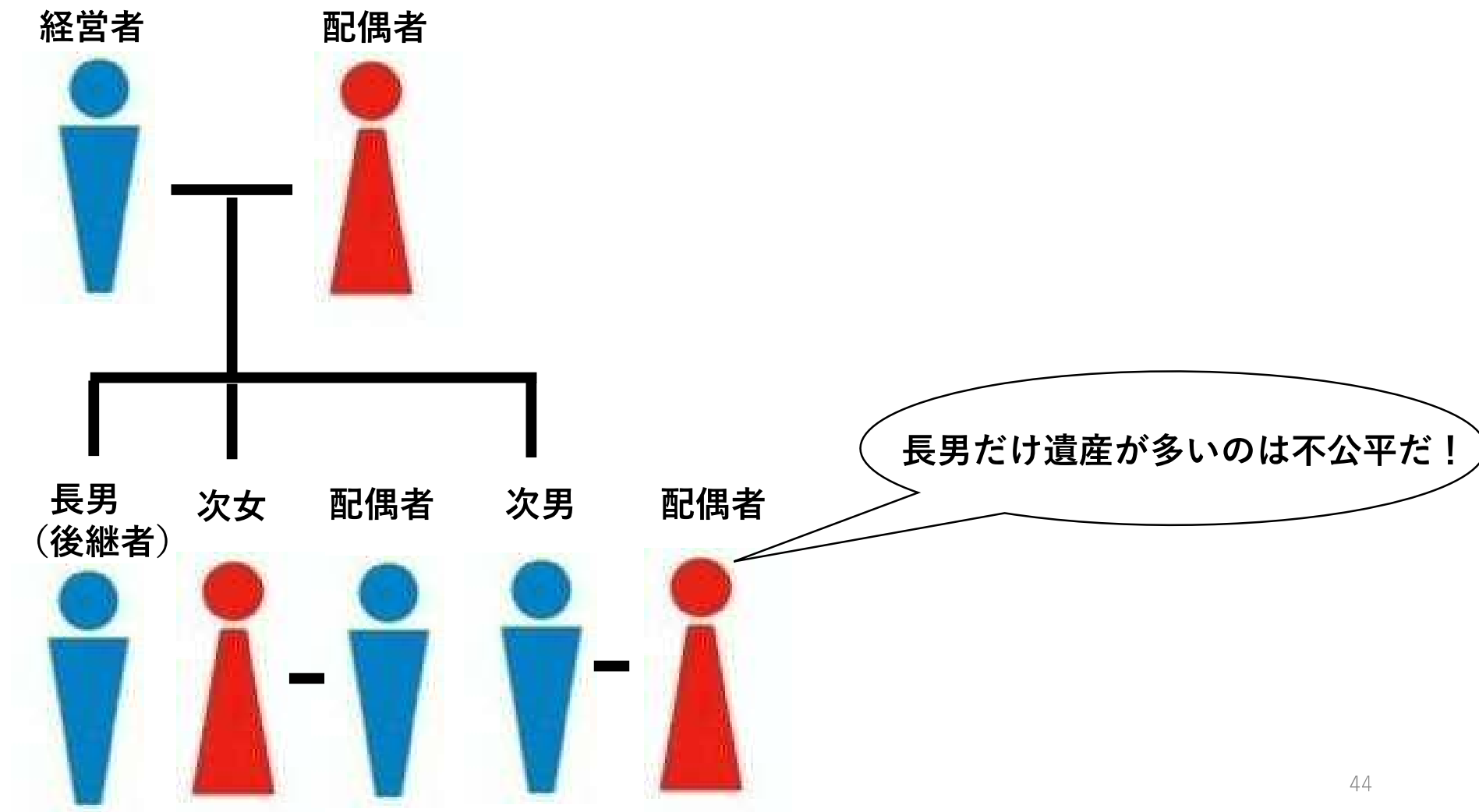


- ・ 揉めることなく承継、相続。
- ・ 安定した経営。

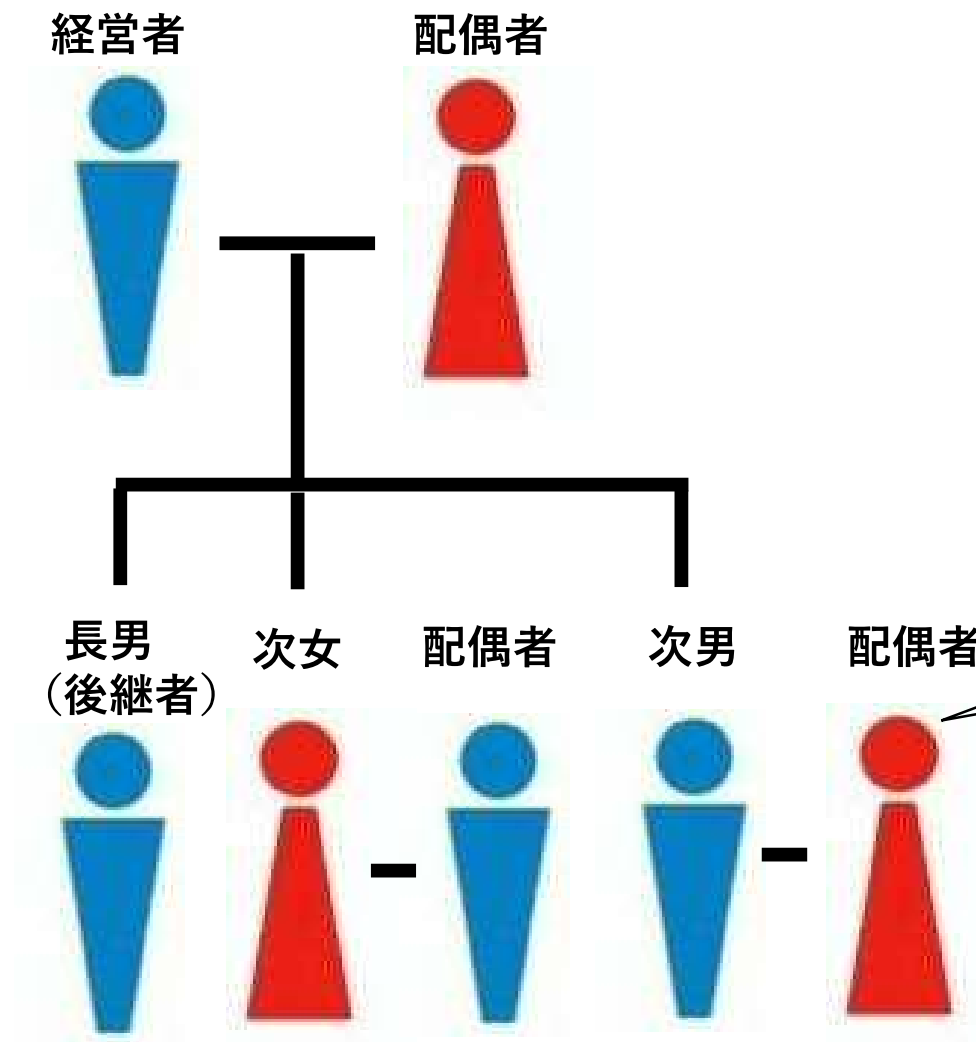
4－6．事業承継計画での注意点



4-6. 事業承継計画での注意点



4-6. 事業承継計画での注意点



長男だけ遺産が多いのは不公平だ！

・ 兄弟の配偶者の理解が不十分だと揉める原因に
→ 十分な説明が必要

4－7. 遺言について

① 公正証書遺言 ② 自筆証書遺言 ③ 秘密証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言を書く人	本人	公証人	本人（代筆可）
費用	ほとんどなし	財産の金額に応じた 公証役場手数料	一律 11,000 円の 公証役場手数料
証人	不要	2 人以上	2 人以上
秘密性	存在・内容を 秘密にできる	なし	内容だけ 秘密にできる
偽造・変造の危険性	あり	なし	極めて低い
保管方法	本人	公証役場	本人
オススメ度	△	○	×

4-8. 事業承継税制

個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし

- 個人版事業承継税制は、青色申告(正規の簿記の原則によるものに限り、)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者^{※1}として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日まで^{※2}の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合、
 - ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- ※1 平成31年4月1日から令和8年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。
- ※2 先代事業者と生計を一にする親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限り、
- 贈与税については2ページ、相続税については6ページをご確認ください。



この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ① 土地等(400㎡まで)
- ② 建物(床面積90㎡まで)
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

(注) 1 先代事業者が、配属者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っていた場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。

2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の建物は各後継者が取得した建物の合計で判定します。

3 先代事業者等からの相続等により取得した土地等につき小規模宅地等の特別の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります。(11ページ参照)。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

令和6年6月
税務署 この社会あなたの税がいきている

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし

- 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される制度です。



- この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特別措置」の2つの制度があり、特別措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や納税猶予割合の引上げ(80%から100%)がされているなどの違いがあります。

(参考) 特別措置と一般措置の比較

	特別措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和8年3月31日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株式数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化(4ページ、8ページ)	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり(9ページ)	なし
相続時臨時課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者の贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人(直系尊属)・孫への贈与

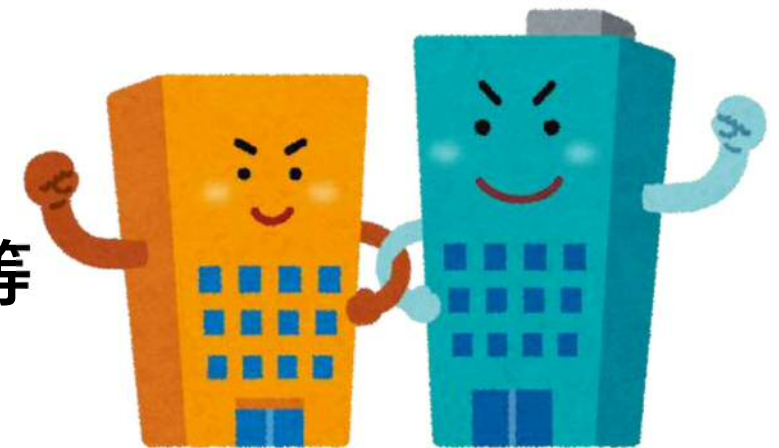
- 贈与税については2ページ、相続税については6ページをご確認ください。
- ※ 特別措置の適用を前提として記載しつつ、一般措置と特別措置とで異なる部分については、別途その内容を記載。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

令和6年6月
税務署 この社会あなたの税がいきている

4－9．M&Aの工程

- ①支援機関等に相談、M & A をすべきかどうか意思決定
- ②仲介者・FAの選定
- ③譲渡側の企業・事業の評価
- ④交渉（譲渡側・譲受側の経営者同士等）
- ⑤基本合意の締結
- ⑥デュー・ディリジェンス（DD）
- ⑦契約
- ⑧株式や事業の譲渡、譲渡代金の支払等



さいごに

○事業承継はまさにバトンタッチ

後継者と協力し、歩幅を合わせることがポイント

○各専門家や事業承継・引継ぎ支援センターの活用も有効
必要に応じて相談を



第28回「えひめ水産業WEBセミナー」

セミナー閉会

本日は、ご参加・ご視聴頂きまして誠にありがとうございました。

次回セミナーのご案内 日 時：令和7年1月21日（火）15：00～16：30

テーマ：「法人化のメリット・デメリットについて」

講師：行政書士 和田 修 氏

セミナーは、愛媛県信漁連ホームページ（オンラインセミナー）からお申込み頂けます。

皆様のご参加をお待ちしております。

（主催：愛媛県信用漁業協同組合連合会）